

答 申 第 269 号

平成20年1月18日

千葉県公安委員会

委員長 高橋 節子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

審査請求に対する裁決について（答申）

平成19年3月14日付け公委（風）発第50号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

平成19年1月31日付けで審査請求人から提起された平成19年1月23
日付け風発第45号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁
決について

1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が平成19年1月23日付け風発第45号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるものである。

個人の「本籍・国籍」「生年月日」欄、警部補以下の警察官の印影の開示には不服はない。

(2) 審査請求の理由

審査請求において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とされている。以下の個人に関する情報は、そもそも条例第8条第2号から除外される可能性がある。

(ア) 本件第三者とされる個人が部屋貸し業を営む個人事業者である場合

(イ) レンタルサーバ事業者が個人事業者である場合

(ウ) 本件個人営業者が自宅サーバを設置して運営している場合

イ 特定個人の住所に第三者の氏名が含まれるというケースは珍しいものであると思われるが、当該第三者がフルネームではなく、名字又は下の名前のみである場合、その名字又は下の名前をみの情報と住所部分からは特定の個人の識別は不可能である可能性が高い。

特定の個人が識別できない場合には「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」という規定が存在する。本件においては、当該第三者の地位にもよるが、映像送信型性風俗営業の届出の際には事務所の使用許可のような書類を添付しているということであるため、仮に当該第三者による当該事務所を性風俗営業の事務所として許可したものであるならば、当該個人の権利利益を害するおそれがあるかは疑問である。

ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）第11条は適用事業者に広告表示義務を課した規定であるが、その広告表示義務に該当する情報（適用事業者の「氏名又は名称」、「住所」、「電話番号」等）は条例第8条第2号ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

有料のアダルトサイト運営事業者（映像送信型性風俗営業の届出事業者）は、個人事業者であっても特商法第11条の適用事業者である。

映像送信型性風俗営業の届出書の「事務所の所在地」は、その届出書に付属している記載注意事項より「営業の本拠となる事務所の所在地」とされ、事務所のない者は自宅住所を記載する取り決めになっている。

一方、特商法の広告表示義務の住所は、経済産業省の法令解釈基準では、「営業上の活動の拠点となる場所」とされ、個人事業者についても、事業者の所在地を住所として表示する必要があり、個人が自宅で事業活動を行っている場合は自宅住所を表示しなければならないとされている。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）の届出書における「個人営業者の自宅住所」と「個人営業者の事務所の所在地」が一致する場合、つまり自宅兼事務所である場合、経済産業省の法令解釈基準が存在するため、当該個人営業者の自宅兼事務所の所在地情報は特商法の規定により広告表示する必要があるものであり、「個人営業者の自宅住所」は条例第8条第2号ただし書イに該当する。

「個人営業者の自宅住所」と「個人営業者の事務所の所在地」が別住所である場合、つまり個人営業者が自宅外に専門の事務所を設置運営している場合であるが、この場合、「個人営業者の自宅住所」は個人事業者の情報であり、特商法の住所とは認められず、また当該事業と関わりのない情報であるため不開示情報に該当する。

「住所」とは「営業上の活動の拠点となる場所」を指すものという経済産業省の法令解釈基準があること、また映像送信型性風俗営業の届出においては営業者に全ての事務所の所在地を届けさせている取り決めであるため、事務所の所在地の届出が1箇所のみである場合、個人営業者の「事務所の所在地」は必ず特商法の「住所」と一致し、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

エ そもそも営利商売を行う営業者の「氏名又は名称」「事務所の所在地」「連絡先（電話番号等）」は、たとえ法律上の義務がなくとも、その営利商売の責任の所在として正常な商習慣では公にすべきものとされている。特商法第11条の広告表示義務規定による運営元明記は、行政処分を行う法令上の根拠とするべく、その正常な商習慣を明文化したものと解することができる。

たまたま、当該営業者が正常な商習慣から逸脱して「氏名又は名称」や「事務所の所在地」「連絡先電話番号」などを公にしないからといって、その正常な商習慣が排除されるものではなく、当該事務所の所在地は正常な商習慣によって公にすることが予定されている情報であり、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

オ 情報公開制度は開示請求された行政文書を全部開示することを原則としており、また、行政文書は行政庁が独占して保有し審査請求人にはどのような内容が記載されているのかは不明であるのだから、審査請求人に条例第8条第2号ただし書イに該当する旨の立証責任があるのではなく、行政庁側に同号ただし書イに該当しない蓋然性の立証責任が存在する。

処分庁は、審査請求人の説明により、経済産業省の特商法第11条の法令解釈基準を了知しているのであるから、少なくとも当該個人営業者の届出における自宅住所と事務所所在地の欄が一致するか否かを検討し、同号ただし書イ不該当についての立証が確立してから不開示決定とすべきである。

カ 開示請求したドメイン群は、いわゆるワンクリック詐欺（恐喝）と呼ばれる悪質不正違法な架空・不当請求を行うサイトである。

不開示とした事務所の所在地に、仮に第三者の個人情報が含まれていたとしても、

悪質不正請求の被害者らが、自らの健康や財産を保護するための悪質サイト運営に対する返金請求訴訟を提起するには、当該事務所の所在地が非常に重要な役目を果たすのは間違いない。

条例第8条第2号ただし書ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は第10条「公益上特に必要があると認めるとき」に該当する。

キ 事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する場合は、事業者情報による開示不開示の判断を行うこととなる。このため、条例第8条第2号適用という理由付記は適用条項自体に瑕疵が存在するため千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）違反となる。

また、特定の個人を識別できない場合に該当する場合は、理由付記の適用条項ではなく根拠に瑕疵が存在するため、千葉県行政手続条例違反となる。

さらに、条例第8条第2号ただし書イ不該当については、行政庁側にその立証責任が存在し、かつ、事前にそれを検討すべきところ、当該検討が行われていたのであれば条例第8条第2号ただし書イに該当しない旨の根拠としての理由付記をつけるべきである。

不利益処分時の理由付記の瑕疵は、それ単独で取消し要因であり、かつ、その瑕疵は治癒しないとされている。千葉県行政手続条例に違反する理由付記の瑕疵による取消しを併せて主張する。

ク 本件は、一部千葉県警察職員による汚職事件である可能性が高い。

ケ 警視庁は、当方が「個人が自宅で事業活動を行っているのであれば、自宅の住所を表示する必要があります。」という特商法に係る経済産業省の法令解釈を指摘したことによって、自宅兼事務所としている当該映像送信型性風俗営業の個人営業者の住所欄を、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立ての手段を経由せずに任意に開示へと変更した。

3 千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨 諮問実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求について

ア 審査請求人は、平成18年11月24日付けで実施機関に対して、以下の(ア)、(イ)及び(ウ)のいずれかの情報が記載されている映像送信型性風俗特殊営業の届出書の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(ア) 架空請求の発信元リスト（江戸川区消費者センター）に記載されている架空・不当請求サイトの名称

(イ) この事業者に注意！！ | STOP！架空請求！（東京都消費生活部）架空・不当請求サイト一覧に記載されている架空・不当請求サイトの名称及び連絡先アドレスの@マーク以降の部分

(ウ) 行政文書開示請求書の添付書類に記載されたドメイン、電話番号、有限会社名

イ 実施機関は、平成18年11月28日、本件請求の内容について、審査請求人に電話で聴取し、開示請求する届出書は、現在のものだけではなく、既に廃業や変更がさ

れたものの中に該当するものがあれば、その業者については最初の届出から現在又は廃業に至る届出書すべてである旨確認した。

(2) 本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書（4件）（以下「本件文書1」という。）及び変更届出書（1件）（以下「本件文書2」といい、「本件文書1」及び「本件文書2」を併せて「本件文書」という。）を特定し、本件文書1に記録された情報のうち警部補以下の階級にある警察官又は同階級に相当する職にある警察官以外の職員の印影、「届出者の氏名又は名称及び住所」欄の個人の住所、個人の「住所」「本籍・国籍」「生年月日」欄、「事務所の所在地」欄の個人の住所及び氏名（船橋警察署受理番号第6号及び同第7号の届出書に記録された情報）及び「自動公衆送信装置の設置者」欄の個人の住所（行徳警察署届出番号第3号の届出書に記録された情報）並びに本件文書2に記録された情報のうち警部補以下の階級にある警察官又は同階級に相当する職にある警察官以外の職員の印影、「届出者の氏名又は名称及び住所」欄の個人の住所、個人の「住所」欄、「事務所の所在地」欄の個人の住所及び氏名について、条例第8条第2号に該当するとの理由により不開示とする本件決定を行った。

(3) 本件文書について

ア 映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者は、営業を開始する10日前までに届出書を事務所（営業の本拠となる事務所）を管轄する公安委員会に提出しなければならないと風適法第31条の7第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風適法施行規則」という。）第57条第2項に規定されている。

この届出に用いる様式が風適法施行規則第57条第1項に規定されている映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書（以下「開始届出書」という。）であり、本件文書1は、この開始届出書4件である。

イ また、届出事項に変更があった場合には、風適法第31条の7第2項で準用する同法第31条の2第2項及び風適法施行規則第58条で準用する同規則第41条第2項の規定により、変更のあった日から10日以内に變更に係る事項等を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならないとされている。

この届出に用いる様式が、風適法施行規則第58条に規定されている変更届出書であり、本件文書2は、この変更届出書1件である。

(4) 届出書の「住所」の記載について

ア 「届出者の氏名又は名称及び住所」欄について

開始届出書及び変更届出書の共通する欄である「届出者の氏名又は名称及び住所」欄には、届出者が個人の場合、届出者の個人の住所及び氏名の記載を求めている。

また、本届出においては、代理人等による届出が可能であるが、このように届出人が営業者から届出の委任を受けた者の届出である場合でも、当該委任を受けた者の個人の住所及び氏名の記載を求めている。

イ 「住所」欄について

(7) 同じく両届出に共通する欄である「住所」欄には、個人営業者の場合は、当該個人営業者の個人の住所の記載を求めている。

つまり、個人営業者の場合で届出人が本人の場合は、「届出人の氏名又は名称及び住所」欄の住所と営業者の「住所」欄は、それぞれ同一の内容が記載されることになる。風適法第31条の7第1項第1号に映像送信型性風俗営業を営もうとする者は、氏名及び住所を届け出なければならない旨が規定されており、通常は同営業を営もうとする者の届出を想定している。

- (イ) また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「内閣府令」という。）第13条第1号ハで、営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写しを添付することを求めている。

つまり、開始届出書及び変更届出書の「届出人の氏名又は名称及び住所」及び「住所」欄の風適法の求める記載事項は、個人事業者の場合は、個人の住所であり、住民票によって正確性を担保した内容である。

実際に、各警察署の許認可担当者は、この届出書の提出があった場合は、個人営業者の場合は、住所欄が住民票と同一か、届出者の住所が住民票と同一かを確認し、違っていれば当然指摘し、改めさせている。

ウ 「自動公衆送信装置の設置者」欄について

- (ア) この欄も、開始届出書の様式にあるように自動公衆送信装置設置者に係る「氏名又は名称」及び「住所」の記載を求めているものであり、設置者が個人の場合は、当該設置者の個人の氏名及び住所を記載することになる。
- (イ) 設置者が法人の場合でも、法人の名称と法人の本店等の所在地の記載を求めるものであり、「自動公衆送信装置の設置してある場所」の記載を求めているものではない。
- (ウ) この記載を求めている根拠は、風適法第31条の7第1項第5号に自動公衆送信装置が他の者の設置するものである場合は、当該自動公衆送信装置の設置者の氏名及び住所を届け出る旨が規定されており、開始届出書の様式の備考にも、その旨が記載されている。

つまり、映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者が、個人の場合で、自動公衆送信装置設置者が同一の場合は記載を要しないということであり、同欄は、空欄でよいということになる。

この規定から、当該個人営業者が設置者となる場合は、「設置者の氏名・住所」欄と上記営業者の「氏名」「住所」と同一事項を求めていることになり、よって当該住所も住民票で確認された性質が反映される。

(5) 条例第8条第2号該当性について

ア 審査請求人は、本件第三者とされる個人が部屋貸し業を営む個人事業者である場合等は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって本号に該当しないと主張するが、本件文書の内容から、事業として部屋を賃貸しているか否かは判断できない。当該第三者が事業を営む個人であるか否か明確でない以上、当該第三者の個人情報を保護することは当然である。

イ また、当該第三者の氏名が名字や下の名前のみである場合は、特定の個人を識別することは難しいので本号に該当しないと主張については、本件文書から判断するに

当該第三者を識別することができる情報であると判断される。

ウ さらに、当該第三者が当該事務所を映像送信型性風俗特殊営業の事務所として利用することを承諾したものであるのならば、当該個人の権利利益を害するおそれがあるか疑問であると主張するが、当該第三者は、事務所として利用することを承諾したとしても、一方的に実施機関により個人情報公表されることにより大きな権利侵害があると考えられる。

(6) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 開始届出書及び変更届出書に個人の住所が記載されている欄については、条例第8条第2号に該当する個人識別情報として不開示とした。特商法第11条の表示義務により本号ただし書イに該当する情報として開示するためには、不開示とした各住所が特商法第11条で開示される情報と性質が一致していなければならない。

イ 不開示とした各住所は、個人の住所であり、特商法第11条の表示義務は、現に活動している住所の表示を求めているのであって個人の住所の表示を求めているわけではない。よって、同表示義務により本号ただし書イに該当する情報と不開示とした各住所の情報は一致するものではなく条例第8条第2号本文に該当する個人識別情報として不開示とされるものと判断する。

ウ また、開始届出書の「事務所の所在地」欄には、事業に関する情報が記載され通常は開示しているところであるが、本件は、特定の個人を識別することができる第三者の氏名及び他の情報と照合することにより当該個人が識別できる住所が記載されているため不開示としたものである。

エ 審査請求人は、これまでも特商法第11条により表示義務のある情報は、本号ただし書イに該当すると主張を繰り返しているが、仮に特商法第11条により広告表示が義務付けられている「事業者の住所」の情報が、本号ただし書イに該当するとしても、特商法と風適法のそれぞれの法に基づいて求める特商法という「事業者の住所」と風適法という「事務所の所在地」の情報は、その目的の違いから必ずしも一致するとは考えられず、同一情報とはいえないと考える。

(7) 条例第8条第2号ただし書ロ及び第10条該当性について

ア 審査請求人は、開示請求をしたドメイン群は、架空・不当請求の手口を使った悪質サイトであるので条例第8条第2号ただし書ロ又は第10条に該当すると主張する。

イ 条例第10条による公益上の必要性の判断は、個々の事例における特殊な事情によって、実施機関に裁量的に当該行政文書を開示する余地が与えられ、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当然保護すべき利益を上回る公益上の必要性が認められなければならない。本件決定において不開示とされた特定の個人を識別することができる情報を開示することとしても個人の財産が保護され、また、保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

(8) 千葉県行政手続条例違反について

ア 不開示決定の理由については、判決（最高裁平成4年12月10日）において、不開示とする部分について根拠条文及びその条文に該当することの根拠を示すことが必要であるとの方向性が示されている。

イ 本件決定においては、①不開示とした部分が、条例第8条第2号に該当すること及

びそれはどこの箇所であるかが明記されていること、②当該部分には「警部補以下の階級にある警察官又は同階級に相当する警察官以外の職員の印影」、「個人の住所」、「第三者の氏名、住所」等がどのような性質のものであるかが記載されていること、③これらの情報は、特定の個人を識別できる個人情報や他の情報と照合することにより当該第三者を識別できる情報であることを明確に説明しており、審査請求人において、不開示部分がどの部分であって当該部分がいかなる性質のものであるかは、容易に判断できるものと認められる。

ウ また、審査請求人は、当該第三者が業として部屋貸しを行っている場合等には、適用条項に瑕疵があると主張するが、これらは、審査請求人の推測に基づく主張に過ぎない。

(9) 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、一部千葉県職員が、法令の解釈を故意にねじ曲げ、悪質違法な架空・不当請求業を黙認し不法な利益をあげさせていると主張しているが、全く根拠のない主張であり、本件決定における不開示理由に関連があるとは認められず理由説明を要しないと考える。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、諮問実施機関の説明要旨(1)及び(2)のとおりである。

(2) 本件文書について

本件文書は、風適法第31条の7の規定により、映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者が、諮問実施機関あてに提出した当該営業の開始届出書及び変更届出書であり、その様式は風適法施行規則で定められている。

(3) 審査請求の趣旨について

審査請求人は、本件文書に記載された実施機関が不開示とした情報のうち、個人の「本籍・国籍」「生年月日」欄、警部補以下の警察官の印影の不開示には不服はないとしているので、以下、実施機関が不開示とした情報のうち、これらの情報を除いた部分を不開示とした決定の妥当性について検討する。

(4) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 「届出者の氏名又は名称及び住所」欄及び「住所」欄に記載された住所について

(ア) 本来、個人の住所とは、生活を営む本拠を意味するものであり、事業を営む個人の情報であっても、当該事業と関わりのない情報である。

(イ) 諮問実施機関は、本件文書の「届出者の氏名又は名称及び住所」欄及び「住所」欄には、本件文書を届け出た者の事務所の所在地ではなく、届出者を特定するために当該届出者の個人の住所が記載されていると説明する。

(ウ) 当該欄には届出者を特定するための個人の住所が記載されているとする諮問実施機関の説明は、開始届出書には「事務所の所在地」欄が「住所」欄とは別に設けられていること、また、内閣府令では、開始届出書の提出に当たり、営業を営もうと

する者が個人であるときは、住民票の写しを添付することを求めていることから首肯できる。

(エ) したがって、当該欄に記載された住所は、届出者本人を特定するための生活を営む本拠としての住所であり、事業を営もうとする者の当該事業に関する情報であるとは認められない。

(オ) 以上のとおり、当該欄に記載された住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるから本号本文に該当する。

イ 「事務所の所在地」欄に記載された個人の住所及び氏名について

(ア) 諮問実施機関は、開始届出書の「事務所の所在地」欄には、事業に関する情報が記載され通常は開示しているところであるが、本件文書1のうち、船橋警察署受理番号第6号及び同第7号の開始届出書の当該欄には、当該映像送信型性風俗特殊営業者とは異なる第三者である個人の住所及び氏名が記載されていたため、当該部分について本号に該当するとして不開示としたと説明する。

(イ) 諮問実施機関の説明のとおり、当該欄に記載された個人の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められ、本号本文に該当する。

(ウ) なお、審査請求人は、当該第三者は事業として部屋貸しを行っているとも推定され、本号に該当しない可能性があると主張している。

(エ) そこで、当審査会において、本件文書を確認したが、「事務所の所在地」欄の当該第三者の氏名及び住所の記述からは、当該第三者が事業を営む個人であることをうかがわせる特段の事情は認められない。

ウ 「自動公衆送信装置の設置者」欄に記載された住所について

(ア) 本件決定では、本件文書1のうち行徳警察署届出番号第3号の届出書の「自動公衆送信装置の設置者」欄に記載された住所を不開示としている。

(イ) 諮問実施機関の説明によると、「自動公衆送信装置の設置者」欄には、設置者を特定するため、設置者が個人の場合は、当該個人の住所の記載を求め、設置者が法人の場合は、当該法人の本店等の所在地の記載を求めており、自動公衆送信装置の設置してある場所を記載するものではないとのことである。

(ウ) 当該欄は、設置者を特定するために記載を求めているという諮問実施機関の説明は、映像送信型性風俗特殊営業を営む者本人が自動公衆送信装置を設置する場合は当該欄の記載を要しないことから首肯できる。

(エ) したがって、設置者が個人の場合の当該欄に記載された住所は、設置者本人を特定するための生活を営む本拠としての住所であり、事業を営む個人の当該事業に関する情報とは認められない。

(オ) 以上のとおり、本件文書1のうち行徳警察署届出番号第3号の届出書の当該欄に記載された住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるから本号本文に該当する。

(5) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 「事務所の所在地」欄に記載された個人の住所及び氏名について

(ア) 審査請求人は、事務所の所在地については、特商法により広告表示を義務付けら

れていることから、本号ただし書イに該当し開示すべきであると主張する。

- (イ) 一方、諮問実施機関は、特商法第11条により広告表示を義務付けられている「事業者の住所」の情報が、本号ただし書イに該当するとしても、実施機関は風適法を所管しているものであり、特商法と風適法でいう「事務所の所在地」の情報は、その目的の違いから必ずしも一致するとは考えられず、同一情報とは言えないと説明する。
- (ウ) 特商法第1条によれば「特定商取引を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とされ、特商法第11条第1項の広告表示義務は、消費者保護の観点から規定されたものであり、事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示しなければならないとされている。また、特商法を所管している経済産業省によると、事業者の住所については、現に活動している住所を正確に表示する必要があるとされている。
- (エ) 一方、風適法第1条は、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。」としている。また、風適法の解釈運用基準において、事務所とは「営業活動の一定の場所」とされ、風適法の目的でもある善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するために映像送信型性風俗特殊営業の実態把握及び監視を目的として届出させているもので、一般に公表の規定はない。
- (オ) よって、特商法と風適法は、法の目的や住所等の解釈が違うことなどから、仮に特商法の情報が本号ただし書イに該当したとしても、風適法の情報が同様に該当するとは言えず、本件文書の「事務所の所在地」欄に記載された個人の住所及び氏名は、本号ただし書イには該当しない。
- イ 「届出者の氏名又は名称及び住所」欄及び「住所」欄に記載された住所について
 - (ア) 審査請求人は、「個人営業者の自宅住所」と「個人営業者の事務所の所在地」が一致する場合、つまり自宅兼事務所である場合は、「個人営業者の自宅住所」も本号ただし書イに該当するので開示すべきであると主張する。
 - (イ) しかし、上記アで検討したとおり、特商法と風適法は、法の目的や住所等の解釈が違うことなどから、仮に特商法の情報が本号ただし書イに該当したとしても、風適法の情報が同様に該当するとは言えず、本件文書の「届出者の氏名又は名称及び住所」欄及び「住所」欄に記載された住所は、本号ただし書イに該当しない。
- ウ 「自動公衆送信装置の設置者」欄に記載された住所について
 - 「自動公衆送信装置の設置者」欄に記載された個人の設置者の住所についても、上記イで検討した情報と同様の理由により、本号ただし書イに該当しない。
- (6) 条例第8条第2号ただし書ロ及び第10条該当性について
 - ア 審査請求人は、開示請求したサイトは、すべてが架空・不当請求の手口を使った悪質サイトであるので、仮に第三者の個人情報が含まれていたとしても事務所の所在地

は、条例第8条第2号ただし書又は第10条に該当すると主張する。

イ しかし、実施機関が不開示とした本件文書の「事務所の所在地」欄に記載された情報は、映像送信に必要な端末等の所在地を示すだけの情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とまでは認められず、条例第8条第2号ただし書に該当しない。

また、実施機関が不開示としたそのほかの情報は、個人の生活を営む本拠としての住所を示す情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とまでは認められず、条例第8条第2号ただし書に該当しない。

ウ 審査請求人は、条例第10条の該当性についても主張しているが、同条の「公益上特に必要があると認められるとき」とは、条例第8条各号の該当性の判断をした上で不開示とされた情報について、例外的に高度な行政的判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。

しかし、本件文書で不開示とされた情報は、個人に関する情報であり、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

(7) 本件決定における理由付記について

ア 審査請求人は、本件決定における理由付記に瑕疵があると主張する。

イ 千葉県情報公開条例解釈運用基準によれば、理由付記については、どの情報がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示理由を明らかにする必要があるとされている。

ウ そこで、当審査会において決定通知書の写しを確認したところ、諮問実施機関の説明のとおり、本件決定については、不開示とする部分についての根拠条文及びその条文に該当することの必要な根拠が示されているものと認められる。

(8) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないため考慮しない。

(9) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 3. 14	諮問書の受理
19. 4. 18	諮問実施機関の理由説明書の受理
19. 10. 23	審議 諮問実施機関等から不開示理由の聴取
19. 11. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成19年11月27日現在)

